

令和 7 年度における国立研究開発法人産業技術総合研究所の

中小企業者に関する契約の方針

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 5 条の規定に基づき、令和 7 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和 7 年 4 月 22 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 7 年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和 7 年度の産総研における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、全体として 47%、金額が約 538 億円になるように目指すものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記 1 のうち、新規中小企業者向け契約目標については、基本方針において「新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として引き続き 3 %以上を目指す」と定められている。

このことを踏まえ、産総研は、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率を、3 %以上となることを目標として、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

産総研は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、次のとおり取り組むものとする。

1 官公需情報の提供の徹底

（１）一般競争入札又は公募公告の案件について、より多くの事業者調達情報を提供するため、産総研公式ホームページにおいて、全部の研究拠点の入札公告等が纏めて確認できるよう、ポータルサイト方式による調達情報の提供を引き続き実施する。

- (2) 次年度分の年間契約について予定一覧を作成し、当該入札公告が案内されるより前に産総研公式ホームページに掲載し、事業者が計画的に参入できるようにすることで、競争参加者の拡大を図る。
- (3) 少額な随意契約とする案件については、産総研各研究拠点の近隣の中小企業・小規模事業者が見積競争に参加しやすいよう、財務会計システムを利用したオープンカウンター方式による見積競争を実施する。
- (4) 物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

2 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

- (1) 一般競争入札及び公募とする案件については、中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に提案を行えるよう、事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、質問の受付対応や必要に応じてオンラインによる説明会を実施し、説明会から提案締切までの期間を十分に確保する。
- (2) 少額な随意契約とする案件については、産総研各研究拠点の近隣の中小企業・小規模事業者が見積競争に参加しやすいよう、財務会計システムを利用したオープンカウンター方式による見積競争を実施する。
- (3) 著作権等の知的財産権が含まれる印刷物等の発注に当たっては、知的財産権の使用等についてその範囲を事前に検討した上で、その取扱いを書面で明確にするよう努める。また、契約に当たっては調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、コンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。
- (4) 特に人件費比率の高い役務契約について、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮する。

3 官公需に関する相談体制の整備

調達部及び全研究拠点の調達担当部署の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

4 調達における下位等級者の参加の推進

調達による競争参加資格の設定に際しては、一級又は二級下位の等級者の競争参加を可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

5 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

産総研の各地域センターにおいて消費される調達について、少額の随意契約による場合には、各地域センター管内の中小企業・小規模事業者を見積り先に含めるよう努めるものとする。

6 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピングの防止の周知に努め、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

7 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 56 条第 1 項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第 58 条第 1 項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、受注機会の増大に努めるものとする。

8 中小石油販売業者に対する配慮

- （１）石油組合が国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している場合には、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、（２）及び（４）に留意するとともに、例えば（３）のような取り組みにより、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- （２）災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等と十分に検討（公正性についての検討を含む。以下同じ。）しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。
- （３）災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等と十分に検討しつつ、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

- (4) 燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うよう努めるものとする。

9 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するため、次の事項について取り組むこととする。

- ① 最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）を反映させた適切な予定価格を作成する。
- ② 入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。
- ③ 人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることとし、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど適切に対応するものとする。

10 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

- ① 公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。
- ② 物件及び役務の契約について、契約の途中で労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。
- ③ 上記①、②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）の趣旨を最大限に考慮するものとする。また、複数年度にわたる契約においては、同指針を参考に発注者として協議を行うように努めることとし、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく再委託先も含

めて適切に請負代金を設定するよう配慮するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

産総研は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、次のとおり取り組むものとする。

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

(1) 過去の実績を過度に求めない運用

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保にし支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものにならないよう配慮するものとする。

(2) 競争参加者の資格等の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達内容が専門的な技術、資格などを特に必要としない場合など契約の内容に応じて、下位等級者であっても契約の履行の確保に支障がないと判断され、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加により入札参加者の確保が図られる場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

(3) 新規中小企業者からの相談体制

新規中小企業者からの相談に対しては、調達部及び全研究拠点の調達担当部署の「官公需相談窓口」にて、適切に対応する。

(4) 見積先の柔軟化の推進

少額の随意契約を行う際には、契約履行の支障の有無に留意しながら、新規中小企業者を見積先に含めるよう努めるものとする。なお、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合の競争契約参加資格審査にあたって、総合点数の算定方法に関する特例の一層の活用に取り組むものとする。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、産総研の全ての調達担当部署に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大を推進するため、「別紙」の推進本部を設置する。

推進本部においては、第1の目標達成に向けて、本方針の取組について調達担当職員への周知指導を図り、実績の向上を目指すとともに、研究拠点間の有益な取り組み状況を共有し、必要に応じて、各調達担当者に対し改善策を指示する。また、次年度における契約の方針の作成にあたるものとする。

別紙

「中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制」

1. 推進本部

本部長 : 研究環境整備本部 調達部長

本部員 : 調達部総括、契約担当職及び地域センター等契約担当職

(事務局 : 研究環境整備本部調達部調達管理室)